

長 福 第 7 6 号  
令和2年6月2日

介護支援専門員研修受講予定者 各位

奈良県福祉医療部長寿・福祉人材確保対策課長  
( 公 印 省 略 )

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る介護支援専門員証の臨時的な取扱いについて

平素より、本県の福祉行政の推進に多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今年度実施を予定しておりました介護支援専門員研修について、今般の新型コロナウイルス感染症の感染状況を考慮し、研修の一部を延期または中止とさせていただきます。

また、現時点では実施予定の研修についても、受講者を限定して実施することを検討しています。

研修の延期、中止または受講者を限定して実施する等の理由で研修を受講できなかったことにより、介護支援専門員証の有効期間を過ぎてしまう者については、下記のとおり臨時的な取扱いを定めましたのでお知らせいたします。

なお、本通知は、県長寿・福祉人材確保対策課ホームページ (<http://www.pref.nara.jp/49707.htm>) にも掲載していることを申し添えます。

## 記

### 1. 対象となる者

令和2年4月1日から令和4年3月31日までに、奈良県が発行した介護支援専門員証の有効期間が満了する者

※上記の理由以外により有効期間が満了する者については、本取扱いの対象外となります。

※あくまでも奈良県が発行した者への臨時的な取扱いとなるため、他都道府県で介護支援専門員証の発行を受けておられる者は、発行元の都道府県に確認をお願いいたします。

### 2. 有効期間の取扱いについて

介護支援専門員証の有効期間を令和5年3月31日まで延長する

※ この取扱いは、研修を受講できないことにより、本来の資格更新時期を過ぎてしまう介護支援専門員に対して、あくまでも臨時的な措置であり、研修が再開された場合は、速やかに受講していただきますようよろしくお願いいたします。

### 3. 修了証の取扱いについて

・今回の取扱いにあたり、介護支援専門員証の再発行はいたしません。

- ・ 2 に定める期間は、現在の介護支援専門員証をもって、業務に従事できることとなります。
- ・ 市町村等から資格の保有状況を確認される場合は、本通知を提示してください。

#### 4. 研修修了後の有効期間について

2 に定める期間までに研修を修了した場合は、「本来の有効期間満了日」から 5 年間有効期間を延長するものと致します。

(例)

本来の有効期間満了日	研修修了年度	更新研修修了後の有効期間満了日
令和 3 年 3 月 20 日	令和 4 年度	令和 8 年 3 月 20 日

#### 5. 令和 2 年度介護支援専門員研修の実施状況について (令和 2 年 6 月 2 日現在)

##### ○中止した研修

- ・ 令和 2 年度介護支援専門員更新 (専門) 研修 (専門研修課程 I)
  - ・ 令和 2 年度介護支援専門員更新研修 (実務未経験者コース)
- ※今年度の実施はありません。

##### ○延期した研修

- ・ 令和元年度介護支援専門員実務研修
- ※研修の再開日程は現在検討中です。決まり次第、研修実施機関の奈良県社会福祉協議会よりお知らせします。
- ※上記以外の研修は、現時点では実施を予定していますが、新型コロナウイルス感染症の感染状況等によっては、研修を延期または中止とする可能性があります。

#### 【参考】

- ・ 県長寿・福祉人材確保対策課ホームページ (<http://www.pref.nara.jp/49707.htm>)  
お知らせ「新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員証の臨時的取扱いについて」
- ・ 令和 2 年 2 月 25 日付け厚生労働省老健局振興課事務連絡  
「新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員法定研修の臨時的な取扱いについて」
- ・ 令和 2 年 3 月 18 日付け厚生労働省老健局振興課事務連絡  
「新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員法定研修の臨時的な取扱いについて (第 2 報)」

奈良県福祉医療部長寿・福祉人材確保対策課  
人材確保・育成係  
電 話：0742-27-8039  
FAX：0742-26-1015